



# 鳥取県公報

令和5年3月24日（金）  
号外第23号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則（14）（医療政策課）・・・5
	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（15） （脱炭素社会推進課）・・・10
	鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則（16）（企業支援課）・・・12
	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（17） （林政企画課）・・・13
	鳥取県森林法施行細則の一部を改正する規則（18）（森林づくり推進課）・・・14
	鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則（19）（Ⅱ）・・・18
	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（20）（水産振興課）・・・38
	鳥取県個人情報保護審議会規則を廃止する規則（21）（県民参画協働課）・・・47

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の貸付けの対象者に学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）の学生を加えることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 自治医科大学で医学を専攻する者に対して貸し付ける奨学金の額は、月額10万円とし、奨学金の返還義務が生じる条件及び返還の債務の履行を猶予する条件を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 規則中引用するエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の題名、条項及び用語を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

## ◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

連帯保証に依存しない債権保全の促進を図り、高度化事業利用の進展に資するため貸付契約締結時の債権保全措置の見直しを行う。

## 2 規則の概要

- (1) 貸付契約の締結時等において、知事が債権の保全に支障がないと認めた場合は、連帯保証人及び物的担保の徴求によらない債権保全措置を講じた上での貸付契約の締結を可能とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和6年3月31日まで（現行 令和5年3月31日まで）とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県森林法施行細則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

森林法施行規則の一部が改正され、保安林の解除等の申請に必要な書類が改められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 保安林の転用を目的としてその解除を申請する際資金計画書等の添付を要することとする等保安林の解除の申請、立木の伐採の許可の申請又は届出及び立竹の伐採等の許可の申請又は届出に必要な書類を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

### ◇鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

#### 1 規則の改正理由

森林法施行規則等の一部が改正され、開発許可の申請に必要な書類が改められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 防災計画概要表に災害防止措置の概要を記載する欄を設ける等開発許可の申請に必要な書類の整備を行う。
- (2) 開発行為に関する技術的基準については、防災対策等の審査基準である運用規程で一体的に整理するため知事が別に定めることとし、本規則において定める技術的基準に係る規定を削除する。
- (3) 鳥取県林地開発条例の一部改正に伴う規定の整備その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

### ◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

#### 1 規則の改正理由

- (1) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律が制定され、沿岸漁業改善資金（以下「貸付金」という。）の償還期間及び据置期間の特例が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の規定により環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者が、当該認定に係る沿岸漁業改善措置を実施する場合に貸付けを行うこととし、操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関駆動機器等設置資金及び燃料油消費節減機器等設置資金の償還期間を9年以内、据置期間を1年以内とし、新養殖技術導入資金の償還期間を5年以内、据置期間を2年以内とし、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金の償還期間を12年以内、据置期間を3年以内とする。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る貸付金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和6年3月31日まで（現行 令和5年3月31日まで）とする。
- (3) 西日本信用漁業協同組合連合会が設立されたことに伴い、貸付資格の認定等について定めた規定及び沿岸漁業改善資金貸付申請書の様式について所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

### ◇鳥取県個人情報保護審議会規則を廃止する規則

#### 1 規則の廃止理由

鳥取県個人情報保護条例の全部が改正され、鳥取県個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項が条例で定められたことに伴い、鳥取県個人情報保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めていた規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県個人情報保護審議会規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第14号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの（<u>学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者</u>）<u>にあつては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするもの</u>）に対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 自治医科大学 自治医科大学において医学を専攻し、第6条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。</u></p> <p><u>(8) 県外学生 県内の高等学校(中等教育学校を含む。)を卒業し、鳥取大学及び自治医科大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者をいう。</u></p> <p>(奨学金の借受者の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をい<u>い、学校法人自治医科大学を除く。</u>）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 県外学生 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者をいう。</u></p> <p>(奨学金の借受者の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 将来県内の病院等又は勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。

(3) 略

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 略

(2) 県外学生及び自治医科大学生 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けることができない場合は、この限りでない。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生(自治医科大学生を除く。次項において同じ。)は、臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を修了した日(第12条第1項又は第2項の規定により奨学金の返還の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間が経過する日)の翌日から起算して1月以内に貸し付けられた奨学金を一括返還しなければならない。

2 略

3 自治医科大学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金を一括返還しなければならない。

(1) 第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 自治医科大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかったとき。

(3) 医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかったとき。

(4) 医師国家試験に合格した後、直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。

(5) 医師として県職員に採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と

(2) 将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。

(3) 略

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 略

(2) 県外学生 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けることができない場合は、この限りでない。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生は、臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を修了した日(第12条第1項又は第2項の規定により奨学金の返還の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間が経過する日)の翌日から起算して1月以内に貸し付けられた奨学金を一括返還しなければならない。

2 略

認めるときは、知事はその都度定める期間とする。）  
を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務  
(医師として県職員に採用された日から臨床研修  
を修了する日までの間にあっては、当該研修) に従  
事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなっ  
たと認められるとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、奨学生(自治医科大学大学生を除く。)が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日(その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日)までの間、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1)・(2) 略

2 前項に定める場合のほか、知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 略

(2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等又は勤務命令病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。

(3)~(5) 略

3~5 略

(届出)

第14条 奨学生は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号(自治医科大学大学生にあっては、第6号から第12号までを除く。)のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(9) 略

(10) 病院又は診療所において医師の業務に従事したとき(勤務している病院又は診療所を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)

(11) 勤務していた病院又は診療所を退職したとき 病院等退職届(様式第16号)

(12)・(13) 略

2・3 略

様式第1号(第5条関係)

奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、奨学生が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日(その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日)までの間、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1)・(2) 略

2 前項に定める場合のほか、知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 略

(2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。

(3)~(5) 略

3~5 略

(届出)

第14条 奨学生は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(9) 略

(10) 病院等において医師の業務に従事したとき(勤務している病院等を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)

(11) 勤務していた病院等を退職したとき 病院等退職届(様式第16号)

(12)・(13) 略

2・3 略

様式第1号(第5条関係)

奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請

します。

年 月 日

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

略	
入学区分 (該当する ものにレ印 をしてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 地域枠推薦入学 <input type="checkbox"/> 編入学 <input type="checkbox"/> 一般入試又は一般推薦入学 <input type="checkbox"/> <u>自治医科大学入学</u>
略	

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所  
氏名  
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり債務を保証します。

保証人 住所  
氏名  
本人との関係

様式第5号(第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請  
します。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊦  
電話番号

略

注 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第12条第2  
項第2号に該当して申請書を提出する場合におい  
ては、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出  
産により猶予を希望するときから3歳に達しない  
子を養育するまでの間の通算した期間を記入でき  
ること。

添付書類 略

します。

年 月 日

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

略	
入学区分 (該当する ものにレ印 をしてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 地域枠推薦入学 <input type="checkbox"/> 編入学 <input type="checkbox"/> 一般入試又は一般推薦入学
略	

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所  
氏名  
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり債務を保証します。

保証人 住所  
氏名  
本人との関係

様式第5号(第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請  
します。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊦  
電話番号

略

注 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第12条第1  
項第2号に該当して申請書を提出する場合におい  
ては、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出  
産により猶予を希望するときから3歳に達しない  
子を養育するまでの間の通算した期間を記入でき  
ること。

添付書類 略

附 則  
(施行期日)



1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、奨学金の貸付けのために必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 改正後の鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の規定は、施行日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第16号）の施行の日において学校法人自治医科大学に在学する者を除く。）について適用し、同日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第15号**

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）における<u>化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。）並びに他人から供給された熱（省エネ法第2条第1項に規定する熱をいう。）及び他人から供給された電気（<u>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）第1条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定する電気をいう。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</u></u></p> <p>(2) <u>省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業</u>を行う者のうち、当該者が県内に設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) 略</p> <p>(自動車販売時の説明)</p> <p>第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（販売しようとする自動車（化石燃料を使用</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）における<u>燃料（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第2条第2項に規定する燃料をいう。）並びに他人から供給された熱（省エネ法第2条第1項に規定する熱をいう。）及び他人から供給された電気（<u>省エネ法第2条第1項に規定する電気をいう。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</u></u></p> <p>(2) <u>省エネ法第18条第1項に規定する連鎖化事業</u>を行う者のうち、当該者が県内に設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) 略</p> <p>(自動車販売時の説明)</p> <p>第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。</p>

<p><u>するものを除く。)がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)</u>第18条第1号に規定する乗用自動車以外の自動車である場合にあつては、当該自動車を同号に規定する乗用自動車とみなして算定した数値)とする。</p> <p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー(省エネ法施行令第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。)</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー(<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)</u>第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。)</p> <p>(2)～(7) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(連帯保証人等)</p> <p>第11条 貸付決定者は、前条第1項の規定により契約を締結する場合には、連帯保証人（確実に貸付金を償還するに足りる資力があると知事が認める者に限る。）を立て、かつ、<u>物件（知事が適当と認めるものに限る。以下この項及び第3項において同じ。）</u>を担保に供さなければならない。<u>ただし、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）の保証若しくは商工会議所、商工会その他の知事が適当と認める団体による債務保証又は市町村の債務負担行為に基づく損失補償（以下「金融機関保証等」という。）により債権の保全を図ることができる</u>と知事が認めたときは、<u>連帯保証人を立てず、及び物件を担保に供さないことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 貸付決定者は、連帯保証人が死亡し、住所不明となり、若しくはその能力がなくなったと知事が認め、又は担保に供した物件の価格が滅失、毀損等により減少したときは、その事実が判明した日から10日以内に新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件を担保に供し、知事の承認を受けなければならない。<u>ただし、金融機関保証等により債権の保全を図ることができる</u>と知事が認めたときは、<u>新たな連帯保証人を立てず、及び新たな物件を担保に供さないことができる。</u></p>	<p>(連帯保証人等)</p> <p>第11条 貸付決定者は、前条第1項の規定により契約を締結する場合には、連帯保証人（確実に貸付金を償還するに足りる資力があると知事が認める者に限る。）を立て、かつ、<u>知事が適当と認める物件</u>を担保に供さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付決定者は、連帯保証人が死亡し、住所不明となり、若しくはその能力がなくなったと知事が認め、又は担保に供した物件の価格が滅失、毀損等により減少したときは、その事実が判明した日から10日以内に新たな連帯保証人を立て、又は新たな物件を担保に供し、知事の承認を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第17号**

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和6年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和5年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第18号**

鳥取県森林法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県森林法施行細則（平成13年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)</p> <p>第5条 <u>省令第48条第1項第2号</u>に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第8条 <u>省令第48条第2項第3号の他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条及び第13条において「許認可等」という。）</u>に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条 <u>省令第48条第2項第4号の法人の登記事項証明書に準ずるものは、法人の名称及び所在地、法人番号その他法人が実在することを証明するために必要な事項を記載した書類又はその写しとする。</u></p> <p><u>2 省令第48条第2項第4号の住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものは、申請者の氏名及び住所が記載された書類（公的機関が発行したものに限る。）又はその写しとする。</u></p> <p>第10条 <u>省令第48条第2項第5号の事業又は施設の設置に必要な資力及び信用（以下この条において「資力信用等」という。）があることを証する書類は次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>資金計画書（第6条第1項第1号の事業計画書に資金計画を記載する場合は、当該事業計画書の提出をもって代えることができる。）</u></p> <p>(2) <u>金融機関が発行する預金残高証明書又は融資証明書その他の資金の調達方法を証する書類</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項に掲げる書類以外</u></p>	<p>(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)</p> <p>第5条 <u>省令第48条第2項</u>に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第8条 <u>省令第48条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条において「許認可等」という。）</u>に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

の書類により資力信用等があることを確認できる場合には、当該書類の提出をもって同項に掲げる書類の提出に代えることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、融資により資金を調達する場合であって、融資の決定が保安林の指定の解除後となるときその他第1項第2号の書類を申請書の提出に併せて提出することが困難なときは、申請者は、次に掲げる方法のいずれかにより資力信用等があることを証明しなければならない。

(1) 預金残高証明書その他の代替施設の設置に要する資金の調達がなされていることを証する書類を提出すること。

(2) 申請時に金融機関が発行する関心表明書を提出し、及び事業等の着手前に金融機関が発行する融資証明書を提出すること。

- 4 前3項の規定によるほか、知事は、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を提出させることができる。

(保安林の指定等に関する意見の聴取)

#### 第11条 略

(立木の伐採の許可申請等に添付する書類)

第12条 省令第59条第1項第2号、第60条第3項第2号、第61条第1項第2号及び第68条第2項第2号の法人の登記事項証明書に準ずるものは、法人の名称及び所在地、法人番号その他法人が実在することを証明するために必要な事項を記載した書類又はその写しとする。

の書類により資力信用等があることを確認できる場合には、当該書類の提出をもって同項に掲げる書類の提出に代えることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、融資により資金を調達する場合であって、融資の決定が保安林の指定の解除後となるときその他第1項第2号の書類を申請書の提出に併せて提出することが困難なときは、申請者は、次に掲げる方法のいずれかにより資力信用等があることを証明しなければならない。

(1) 預金残高証明書その他の代替施設の設置に要する資金の調達がなされていることを証する書類を提出すること。

(2) 申請時に金融機関が発行する関心表明書を提出し、及び事業等の着手前に金融機関が発行する融資証明書を提出すること。

- 4 前3項の規定によるほか、知事は、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を提出させることができる。

(保安林の指定等に関する意見の聴取)

#### 第9条 略

(立竹の伐採等の許可申請)

第10条 法第34条第2項の許可を受けようとする者は、申請書及び次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 土地の利用計画、面積等を詳細に記載した書類

(2) 設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書

(3) 実施設計図

(4) 土量計算書

(5) その他必要な書類

2 法第34条第2項の許可を受けようとする行為につき他法令による許認可等を必要とする場合には、前項の申請書及び書類と併せて当該許認可等があったことを証する書類(第8条第2項の規定により提出のあったものを除く。)を提出しなければならない。

2 省令第59条第1項第2号、第60条第3項第2号、第61条第1項第2号及び第68条第2項第2号の住民票の写し及び個人番号カードの写しに類するものは、申請者の氏名及び住所が記載された書類（公的機関が発行したものに限る。）又はその写しとする。

第13条 省令第59条第1項第3号、第60条第3項第3号、第61条第1項第3号及び第68条第2項第3号の許認可等に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 許認可等に係る申請が行われている場合  
許認可等の種類、申請先の行政庁及び申請年月日を記載した書類

(2) 許認可等に係る申請が行われていない場合  
許認可等の種類、申請先の行政庁及び申請予定時期を記載した書類

2 省令第59条第1項第3号、第60条第3項第3号、第61条第1項第3号及び第68条第2項第3号の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。

第14条 省令第59条第1項第4号、第60条第3項第4号、第61条第1項第4号及び第68条第2項第4号の土地の登記事項証明書に準ずるものは、申請者が森林の土地の所有権、地上権、貸借権その他の権利を有していることを証する書類とする。

第15条 省令第59条第1項第5号、第60条第3項第5号、第61条第1項第5号及び第68条第2項第5号の森林を伐採する権原を有することを証する書類は、登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類とする。

第16条 省令第59条第1項第6号、第60条第3項第6号、第61条第1項第6号及び第68条第2項第6号の境界の確認を行ったことを証する書類は、境界の確認に立ち会った者の氏名、境界の確認を行った日時その他境界の確認時の状況を証する書類とする。

(土地の使用権設定に関する意見の聴取)

第17条 略

2・3 略

(土地の使用権設定に関する意見の聴取)

第11条 略

2・3 略



<p>4 <u>第11条第4項</u>から第10項までの規定は、第1項の意見聴取会について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第4項及び第8項中「陳述」とあるのは「証拠の提示若しくは陳述」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(書類の経由及び提出部数)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第20条</u> 略</p>	<p>4 <u>第9条第4項</u>から第10項までの規定は、第1項の意見聴取会について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第4項及び第8項中「陳述」とあるのは「証拠の提示若しくは陳述」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(書類の経由及び提出部数)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第19号**

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開発行為の規模)</p> <p>第3条 条例第2条第1号に規定する行為としての一体性を有するものとして規則で定めるものは、森林を開発する行為の実施主体、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。</p> <p>(開発許可の申請に必要な書類)</p> <p>第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条第1号の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。</p> <p>2 省令第4条第1号の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 省令第4条第2号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる事項を記載した書類 全体計画及び期別計画の概要（様式第6号）</p> <p>(4) 次に掲げる事項を記載した書類 防災計画概要表（様式第7号） ア・イ 略 ウ 防災施設の維持管理方法（開発行為完了後の維持管理方法を含む。）</p> <p>(5) 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に掲げる事項を記載した書類 残置森林等の維持管理</p>	<p>(開発行為の規模)</p> <p>第3条 条例第2条第1号に規定する行為としての一体性を有する開発行為は、森林を開発する行為を行う者の人格、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。</p> <p>(開発許可の申請に必要な書類)</p> <p>第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。</p> <p>2 省令第4条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 省令第4条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のウに掲げる事項を記載した書類 他法令等の許認可の手続状況一覧表（様式第6号）</p> <p>(4) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のエに掲げる事項を記載した書類 資金計画書（様式第7号）</p> <p>(5) 条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる事項を記載した書類 全体計画及び期別計画の概要（様式第8号）</p> <p>(6) 次に掲げる事項を記載した書類 防災計画概要表（様式第9号） ア・イ 略</p> <p>(7) 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に掲げる事項を記載した書類 残置森林等の維持管理</p>

計画書（様式第8号）

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の施設の構造を示す図面及び設計根拠（仮設の施設を含む。）
- (11) 略
- (12) 開発行為をしようとする森林の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第9号）
- (13) 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第10号）
- (14) 略
- 4 省令第4条第3号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第11号）に準じて作成するものとする。
- 5 省令第4条第5号の書類は、他法令等の許認可の手続状況一覧表（様式第12号）とする。
- 6 省令第4条第6号の書類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 資金計画書（様式第13号）
  - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等）

（開発許可の基準）

第6条 略  
2～4 略

計画書（様式第10号）

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の施設の構造を示す図面
- (13) 略
- (14) 開発行為をしようとする森林の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第11号）
- (15) 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第12号）
- (16) 略
- 4 省令第4条第2号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第13号）に準じて作成するものとする。

（開発許可の基準）

第6条 略  
2～4 略

5 条例別表の2の項の基準の欄の(1)に規定する土砂の移動量が必要最小限のものであることとは、次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) スキー場の造成のうち滑走コースの造成に係る切土量 1ヘクタール当たり1,000立方メートル以下であること。
- (2) ゴルフ場の造成に係る切土量又は盛土量 18ホール当たり200万立方メートル以下であること。

6 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のAに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 切土は、上部から順次階段状に行い、のり面

の安定が確保されるものであること。

(2) 盛土は、水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

(3) 土石の落下を防止する必要がある場合にあつては、柵工の実施その他の土石の落下防止のための措置が講ぜられていること。

(4) 切土又は盛土を行う場合にあつては、工事時期及び工法が、融雪、豪雨その他の気象の変化による災害の生ずるおそれのないものであること。

7 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のイに掲げる要件は、土捨場の位置が、急傾斜地、湧水の生じている箇所その他の不適切な箇所を避け、かつ、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されていることとする。

8 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 切土を行う場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

ア のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍に現に存するのり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 土砂又は岩石の切土高が5メートルを超える場合にあつては、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める高低差ごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	20メートル以下
風化の著しい岩石又は砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下

ウ 切土を行った後の地盤がすべり、又は崩壊するおそれがある場合にあつては、杭打ち、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

(2) 盛土を行う場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

ア のり面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍に現に存するのり面の状態を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに

に、雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が1.5メートルを超える場合にあっては、のり面の勾配が35度以下であること。

エ 盛土高が5メートルを超える場合にあっては、高低差5メートルごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

オ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

(3) 捨土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 土捨場を設置するとともに、土砂の流出防止措置が講ぜられていること。

イ 前号の規定に準じて盛土が行われるとともに、土砂の流出のおそれがないものであること。

9 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合は、事業区域が人家、学校、道路その他の施設に近接している場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、土質試験等に基づく地盤の安定計算の結果により、のり面の安定を保つためのよう壁の設置等の措置が必要でない認められる場合は、この限りでない。

(1) 切土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、当該のり面が硬岩盤に生ずるものである場合又は当該のり面の勾配が、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ右欄に定める勾配に該当する場合は、この限りでない。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下
風化の著しい岩石	40度以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度以下

(2) 盛土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが1メートルを超える場合

10 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定するのり面崩壊防止の措置が適切に講ぜられるものであることとは、よう壁の設置にあっては、次の各号

に定めるとおりとする。

(1) よう壁が、土圧、水圧及び自重により破壊され、転倒し、滑動し、又は沈下しないものであること。

(2) よう壁に水抜穴が設けられていること。

11 条例別表の2の項の基準の欄の(4)に規定するのり面保護の措置は、在来種を用いた植生その他の開発行為をしようとする森林の自然条件に適合するものであること。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める措置とする。

(1) 植生による保護が適さない場合又は植生による保護のみではのり面の浸食を防止できない場合 吹付工その他の人工材料による保護措置

(2) 表面水、湧水若しくは溪流によるのり面の浸食又は崩壊のおそれがある場合 排水施設の設置又はよう壁の設置

12 条例別表の2の項の基準の欄の(5)に規定するえん堤等の容量及び構造は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 開発行為の施行期間中にあつては、次の表の左欄に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。ただし、貯砂した土砂を繰り返し排除して使用する場合にあつては、4月分以上貯砂できる構造のものであり、かつ、当該排除の方法が明らかにされているものであること。

開発行為が土砂の移動を伴わず、かつ、傾斜15度未満の平坦地で行われる場合	200立方メートル
開発行為が傾斜15度以上25度未満の丘陵地（起伏量100メートル以上200メートル未満）で行われる場合	300立方メートル
開発行為により生じる切土又は盛土の高さが5メートル以上の場合	400立方メートル
開発行為が山岳地（起伏量200メートル以	

上) で行われる場合	
開発行為が、鉱物の露天掘り、土石の採掘、道路又は宅地等の建設を目的とするものであって、周辺の環境保全に及ぼす影響及び災害発生のおそれ大きい場合	

(2) 開発行為完了後3年(地表の状態が裸地である場合その他知事が必要と認める場合)にあっては、5年)を経過するまでの間にあっては、次の表の左欄に掲げる開発行為完了後における地表の状態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。

裸地(開発行為完了後3年を経過するまでの間のもの)	50立方メートル
裸地(開発行為完了後3年を経過した後、5年を経過するまでの間のもの)	20立方メートル
草地	15立方メートル
林地	1立方メートル

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること(森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合)にあっては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。)ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

別荘地の造成	残置森林率 60パーセント以上	<p>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p> <p>2 1区画の面積は、1,000平方メートル以上とし、建物敷地の面積は、その30パーセント以下とする。</p>
スキー場の造成	残置森林率 60パーセント以上	<p>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p> <p>2 一の滑走コースの幅は、50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その中央部に幅100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上部又は下部に設けるゲレンデ等は、1箇所当たり5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p>
ゴルフ場の造成	森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上	<p>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。</p> <p>2 ホール間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合</p>



		計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。
宿泊施設又はレジャー施設	<p>森林率 50パーセント以上</p> <p>残置森林率 40パーセント以上</p>	<p>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p> <p>2 建物敷の面積は、事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合にあっては、分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、施設間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p>
工場・事業場等の設置	<p>森林率 25パーセント以上</p>	<p>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p> <p>2 工場・事業場等1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、工場・事業場等間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル</p>

		<p>ル以上とする。</p> <p>1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p> <p>2 住宅団地1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合には、住宅団地間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。</p>
	<p>土石等の採掘</p>	<p>1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る森林を採掘した跡地は、平坦部に造成森林を配置する。のり面は、緑化し、小段平坦部は、植栽する。</p>
<p>備考</p> <p>1 この表において「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。</p> <p>2 この表において「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上部又は下部に設けられるスキーヤーの滞留場所であって、リフト乗降場、レ</p>		

ストハウスその他の施設用地を含む区域をいう。

3 この表において「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令に規定するゴルフ場及び当該ゴルフ場以外の施設であってその利用形態がゴルフ場と同一であると認められる施設をいう。

4 この表において「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所その他の専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいう。

5 この表において「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド（体験娯楽施設）、ゴルフ練習場（ゴルフ場に付設されたものを除く。）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。

6 この表において「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の森林を除いたものの面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。

7 この表において「森林率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。

8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第5条各号に定めるもの以外のものをいう。

9 この表において「緑地率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積及び公園、広場、隣棟間緑地、コモン・ガーデン、緑地帯、緑道、のり面緑地その他の緑地の面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。

(2) 森林の造成については、植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じたものであるとともに、開発行為をしようとする森林の自然条件に適合する高木性樹木を、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定

める1ヘクタール当たりの植栽本数を均等に分布するよう植栽するものであること。ただし、植栽本数については、公衆の保健又は風致の保存を目的に造成する森林であつて、環境の保全上支障がないものとして知事が認めるときは、この限りでない。

樹高が1メートル未満のものを植栽する場合（土質条件により確実な成林が見込めない場合に限る。）	3,000本以上
樹高が1メートル以上2メートル未満のものを植栽する場合	2,000本以上
樹高が2メートル以上3メートル未満のものを植栽する場合	1,500本以上
樹高が3メートル以上のものを植栽する場合	1,000本以上

14 条例別表の5の項の基準の欄の(2)に掲げる植生の保全等には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

5 条例別表の2の項及び3の項の基準に基づき災害の発生の防止のための措置を講ずる場合は、原則として、開発行為又は開発行為の他の工程に先行して当該措置を実施することとし、特に先行して当該措置を完了させる必要があると知事が認める場合は、知事が当該措置の完了の確認を行うまでの間は開発行為又は開発行為の他の工程を行わないこととする。

6 略

様式第1号（第4条関係）

林地開発許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

略

15 略

様式第1号（第4条関係）

林地開発許可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

略

開発行為の完了予定年 月日	
開発行為の施行体制	
略	

注

- 1 略
- 2 略
- 3 森林を開発する行為の実施主体、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものは、それらを一体の開発行為として、申請を行うこと。
- 4・5 略
- 6 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 7 略
- 8 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）その他の法令又は条例に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

添付書類 略

様式第5号（第5条関係）

工事工程（工区）計画表

略
---

注

- 1～3 略
- 4 仮設の防災施設を設置する場合は、その内容を併せて記載すること。
- 5 工程は、防災措置（仮設の防災施設の設置を含む。）に係るものを先行させること。

開発行為の終了予定年 月日	
略	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 略
- 3 略
- 4・5 略
- 6 略

添付書類 略

様式第5号（第5条関係）

工事工程（工区）計画表

略
---

注

- 1～3 略
- 4 工程は、防災施設に係るものを先行させること。

様式第6号（第5条関係）

他法令等の許認可の手続状況一覧表

法令等	該 当 の 有 無	該 当 条 項	手 続 状 況	許 認 可 等 年 月 日	備 考
森林法 (保安 林の指 定の解 除に関 する規 定に限 る。)					
採石法					
砂利採 取法					
都市計 画法					
農地法					
河川法					
道路法					
農業振 興地域 の整備 に関する法律					
自然公 園法					
自然環 境保全 法					
廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律					
国有財 産法					
国土利 用計画 法					
文化財 保護法					
鳥取県					

景観形成条例					
鳥取県開発事業指導要綱					
(その他)					

注

- 1 他法令等の許認可の手続の状況について記載すること。
- 2 他法令等の許認可の手続の状況を証明する書類（許認可書、担当部局の受付印が押印された申請書等）の写しを添付すること。

様式第7号（第5条関係）

資金計画書

科目		金額	備考
収入	自己資金	円	別添残高証明書 円 のとおり
	借入金	円	別添融資証明書 円 のとおり
	処分収入	円	
	(その他)	円	
計		円	

科目		金額	備考
支出	用地費	円	
	工事費	円	うち防災施設 円
	事務費	円	
	借入金利息	円	
	(その他)	円	
計		円	

注 処分収入の内容については、備考欄に具体的に記入すること。

添付書類 預金残高証明書、融資証明書その他の収入を証明する資料（自己資金又は借入金を当該事業に係る収入とする場合に限る。）

様式第6号（第5条関係） 略

様式第8号（第5条関係） 略

様式第7号（第5条関係）

様式第9号（第5条関係）

（表面）

区分	内容	
略		
工事中の防災計画		
防災施設の維持管理方法	開発中	
	開発後	

注

- 1 防災計画の概要について記載すること。
- 2 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、当該施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

添付書類 略

(裏面)

災害が発生するおそれがある区域等における災害防止措置概要表

区域の名称	根拠とする法令等	該当の有無	災害防止措置
砂防指定地	砂防法		
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
地すべり防止区域	地すべり等防止法		
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
災害危険区域	建築基準法		
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領 (平成18年7月3日付け18)		
地すべり危険地区			
崩壊土砂流出危険			

区分	内容	
略		
工事中の防災計画		

注

防災計画の概要について記載すること。

添付書類 略



地区	林 整 治 第 520号林野 庁長官通 知「山地災 害危険地 区の再点 検につい て」別紙)		
なだれ危 険箇所	なだれ危 険箇所点 検調査要 領(平成9 年4月23 日付け9 林野治第 895号林野 庁長官通 知「なだれ 危険箇所 の再点検 について」 別紙)		

注

- 1 事業区域内に左欄に掲げる区域が含まれる場合は、災害を防止するための十分な容量及び構造を有するえん堤、排水施設、洪水調節池、森林の残置、なだれ防止措置その他の災害防止措置を開発行為に先行して講ずることとし、「災害防止措置」の欄にその内容を記載すること。
- 2 裏面の表は、林地開発許可申請書(様式第1号)を提出する場合に限り記載すること。

様式第8号(第5条関係) 略

様式第10号(第5条関係) 略

様式第9号(第5条関係) 略

様式第11号(第5条関係) 略

様式第10号(第5条関係) 略

様式第12号(第5条関係) 略

様式第11号(第5条関係) 略

様式第13号(第5条関係) 略

様式第12号(第5条関係)

他法令等の許認可の手続状況一覧表

法令等	該 当 の 有	該 当 条 項	手 続 状 況	許 認 可 等	備 考
-----	------------	------------	------------	------------	-----

	無			年 月 日	
森林法 (保安林の指定の解除に関する規定に限る。)					
採石法					
砂利採取法					
都市計画法					
農地法					
河川法					
道路法					
農業振興地域の整備に関する法律					
自然公園法					
自然環境保全法					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
国有財産法					
国土利用計画法					
文化財保護法					
鳥取県景観形成条例					

鳥取県 開発事 業指導 要綱					
環境影 響評価 法又は 鳥取県 環境影 響評価 条例					
(その 他)					

注

- 1 他法令等の許認可の手続の状況について記載すること。
- 2 他法令等の許認可の手続の状況を証明する書類（許認可書、担当部局の受付印が押印された申請書等）の写しを添付すること。

様式第13号（第5条関係）

資金計画書

科目		金額	備考
収 入	自己資金	円	別添残高証明書 円 のとおり
	借入金	円	別添融資証明書 円 のとおり
	処分収入	円	
	(その他)	円	
計		円	

科目		金額	備考
支 出	用地費	円	
	工事費	円	うち防災施設 円
	事務費	円	
	借入金利息	円	
	(その他)	円	
計		円	

注

- 1 処分収入の内容については、備考欄に具体的に記入すること。
- 2 防災施設に係る費用は自己資金又は借入金により支出できるものであること。

添付書類 預金残高証明書、融資証明書その他の収入

を証明する資料（自己資金又は借入金を当該事業に係る収入とする場合に限る。）

様式第22号（第14条関係）

林地開発行為（分割・部分）完了届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為を（分割・部分）完了したので、鳥取県林地開発条例第14条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

略

添付書類

- 1 完成写真及び出来型平面図
- 2 施工完了後に不可視となる部分の施工状況が確認できる写真等（撮影頻度については、1 施工箇所につき1回（各工種ごと最低1枚）程度とする。）

様式第23号（第15条関係）

林地開発行為状況報告書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の状況について、鳥取県林地開発条例第15条第1項の規定により次のとおり報告します。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

略

注

防災措置の実施状況の欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。

添付書類

様式第22号（第14条関係）

林地開発行為（分割・部分）完了届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為を（分割・部分）完了したので、鳥取県林地開発条例第14条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

完成写真及び出来型平面図

様式第23号（第15条関係）

林地開発行為状況報告書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の状況について、鳥取県林地開発条例第15条第1項の規定により次のとおり報告します。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

略

注

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 防災措置の実施状況の欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。

添付書類

1・2 略	1・2 略
<u>3 施工完了後に不可視となる部分の施工状況が確認できる写真等（撮影頻度については、1 施工箇所につき1回（各工種ごと最低1枚）程度とする。）</u>	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略

## 附 則

この規則は、鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第15号）の施行の日から施行する。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第20号**

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項又は第21条第1項の認定を受けた農林漁業者（以下「認定農林漁業者」という。）であつて、第19条第5項第5号又は第21条第5項第5号に掲げる措置を行うもの</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和6年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(貸付資格の認定及び貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画書、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第2号）その他知事が必要と認める書類（以下</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和5年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(貸付資格の認定及び貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画書、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第2号）その他知事が必要と認める書類（以下</p>

「認定申請書等」という。)を添え、その者(その者が認定中小企業者である場合にあつては当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業(以下「認定農商工等連携事業」という。)を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事業者である場合にあつては当該促進事業者が行う六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者と、その者が認定農林漁業者である場合にあつては当該認定農林漁業者が行うみどりの食料システム法第19条第5項第5号又は第21条第5項第5号に掲げる場合に該当し第19条第1項又は第21条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者とする。以下この条において同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

(貸付資格の認定等)

第9条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により認定申請書等を経由した漁協又は市町村長(以下「經由漁協等」という。)並びに西日本信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知し、貸付資格を認定せず、及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び經由漁協等に通知しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

種類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等 改善資金 1 操船 作業省力化 機器等設			

「認定申請書等」という。)を添え、その者(その者が認定中小企業者である場合にあつては当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業(以下「認定農商工等連携事業」という。)を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事業者である場合にあつては当該促進事業者が行う六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者とする。以下この条において同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

(貸付資格の認定等)

第9条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により認定申請書等を経由した漁協又は市町村長(以下「經由漁協等」という。)並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知し、貸付資格を認定せず、及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び經由漁協等に通知しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

種類	貸付限度額	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間
1 経営等 改善資金 1 操船 作業省力化 機器等設			

<p>置資金 自動 操だ装 置その 他の操 船作業 を省力 化する ための 機器、設 備又は 装置(以 下「機器 等」とい う。) の設置 に必要 な資金</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>7年以内。 ただし、認 定農商工 等連携事 業、農林漁 業有機物 資源のバ イオ燃料 の原材料 としての 利用の促 進に関する法律(平 成20年法 律第45号) 第5条第 2項の認 定生産製 造連携事 業計画に 従って実 施する同 法第2条 第3項第 2号の措 置(以下 「認定生 産製造連 携措置」と いう。)、<u>六次産業 化法第9 条第1項</u> の認定総 合化事業 (以下「認 定総合化 事業」とい う。)<u>又は</u> <u>みどりの 食料シス テム法第 19条第5 項第5号</u></p>	<p>1年以 内。た だし、 認定農 商工等 連携事 業又は 認定総 合化事 業を行 うのに 必要な ものに あつて は3年 以内</p>	<p>置資金 自動 操だ装 置その 他の操 船作業 を省力 化する ための 機器、設 備又は 装置(以 下「機器 等」とい う。) の設置 に必要 な資金</p>	<p>5,000,000 円</p>	<p>7年以内。 ただし、認 定農商工 等連携事 業、農林漁 業有機物 資源のバ イオ燃料 の原材料 としての 利用の促 進に関する法律(平 成20年法 律第45号) 第5条第 2項の認 定生産製 造連携事 業計画に 従って実 施する同 法第2条 第3項第 2号の措 置(以下 「認定生 産製造連 携措置」と いう。)<u>又 は六次産 業化法第 9条第1 項の認定 総合化事 業(以下 「認定総 合化事業 」という。)</u> を行うの に必要な ものにあ つては9 年以内</p>	<p>1年以 内。た だし、 認定農 商工等 連携事 業又は 認定総 合化事 業を行 うのに 必要な ものに あつて は3年 以内</p>
---	------------------------	--	---	---	------------------------	--	---



			に規定する経営等改善措置（以下「食料システム法認定経営等改善措置」という。）を行うのに必要なものにあつては9年以内					
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金					2 漁ろう作業省力化機器等設置資金			
動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	5,000,000 円	7年以内。ただし、認定農工商等連携事業、認定生産製造連携措置、認定総合化事業又は食料システム法認定経営等改善措置を行うのに必要なものにあつては9年以内	1年以内。ただし、認定農工商等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内		動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	5,000,000 円	7年以内。ただし、認定農工商等連携事業、認定生産製造連携措置又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては9年以内	1年以内。ただし、認定農工商等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内
3 補機関駆動機器等設置資金					3 補機関駆動機器等設置資金			
1及び2に	5,000,000 円	7年以内。ただし、認	1年以内。た		1及び2に	5,000,000 円	7年以内。た	1年以内。た

<p>規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置、<u>認定総合化事業又は食料システム法認定経営等改善措置</u>を行うのに必要なものにあつては9年以内</p>	<p>だし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内</p>	<p>規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置又は<u>認定総合化事業</u>を行うのに必要なものにあつては9年以内</p>	<p>だし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内</p>		
<p>4 燃料油消費節減機器等設置資金</p>	<p>25,000,000 円</p>	<p>7年以内。ただし、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置、<u>認定総合化事業又は食料システム法認定経営等改善措置</u>を行うのに必要なものにあつては9年以内</p>	<p>1年以内。ただし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内</p>	<p>4 燃料油消費節減機器等設置資金</p>	<p>25,000,000 円</p>	<p>7年以内。ただし、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置又は<u>認定総合化事業</u>を行うのに必要なものにあつては9年以内</p>	<p>1年以内。ただし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内</p>
<p>推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の様式のもの又は通常の方法によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>				<p>推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の様式のもの又は通常の方法によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>			

5 新養殖技術導入資金	4,000,000 円	4年以内。ただし、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置、 <u>認定総合化事業又は食料システム法認定経営等改善措置</u> を行うのに必要なものにあつては5年以内	2年以内。ただし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内	5 新養殖技術導入資金	4,000,000 円	4年以内。ただし、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携措置又は <u>認定総合化事業</u> を行うのに必要なものにあつては5年以内	2年以内。ただし、認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては3年以内
6 資源管理型漁業推進資金	12,000,000 円	10年以内。ただし、認定農商工等連携事	3年以内。た	6 資源管理型漁業推進資金	12,000,000 円	10年以内。ただし、認定農商工等連携事	3年以内。た

<p>き、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p> <p>7 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>知事が定める基準に基づ</p>	<p>20,000,000 円</p>	<p>業、認定生産製造連携措置、認定総合化事業又は食料システム法認定経営等改善措置を行うのに必要なものにあつては12年以内</p>	<p>商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては5年以内</p>	<p>き、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p> <p>7 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>知事が定める基準に基づ</p>	<p>20,000,000 円</p>	<p>業、認定生産製造連携措置又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては12年以内</p>	<p>商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては5年以内</p>
--	-------------------------	---	--	--	-------------------------	--	--

き、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金 8～12 略 2・3 略	業、認定生産製造連携措置、認定総合化事業又は食料システム法認定経営等改善措置を行うのに必要なものにあつては12年以内 略 略	商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては5年以内 略 略	き、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金 8～12 略 2・3 略	業、認定生産製造連携措置又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては12年以内 略 略	商工等連携事業又は認定総合化事業を行うのに必要なものにあつては5年以内 略 略
--	--	---	--	---	---

様式第2号 (第8条関係)

略		
西日本信用漁業協同組合連合会	年月日	番号

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職 氏 名 様

沿岸漁業改善資金( 資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所  
氏 名

〔 団体又は会社にあつては  
名称及び代表者の氏名 〕

記

様式第2号 (第8条関係)

略		
鳥取県信用漁業協同組合連合会	年月日	番号

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職 氏 名 様

沿岸漁業改善資金( 資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所  
氏 名

〔 団体又は会社にあつては  
名称及び代表者の氏名 〕

記

略	略
注 略	注 略
略	略
注 略	注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県個人情報保護審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第21号**

鳥取県個人情報保護審議会規則を廃止する規則

鳥取県個人情報保護審議会規則（平成11年鳥取県規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）による改正前の鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問がされた場合における鳥取県個人情報保護審議会の組織及び運営については、なお従前の例による。